

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 8 月 30 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第 4 号

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 19 年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

（育児を行う職員の早出遅出勤務に係る要件）

第 8 条 条例第 8 条第 1 項第 2 号の規則で定めるものは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。）を出迎えるため赴く職員とする。

第 9 条第 6 項中第 4 号を削り、第 3 号を第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第 8 条第 1 項に規定する職員に該当しなくなった場合

第 11 条第 5 項中第 4 号を削り、第 3 号を第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第 9 条第 1 項に規定する職員に該当しなくなった場合

第 11 条第 9 項中「第 4 項」を「第 9 条第 5 項」に改める。

第 1 2 条第 1 項中「第 9 条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を加え、同条第 2 項中「時間外における勤務」を「時間外勤務」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、条例第 9 条第 2 項の規定による請求に係る期間と同条第 3 項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第 1 2 条第 3 項中「前条」を「条例第 9 条第 2 項又は第 3 項」に改め、同条第 4 項中「同項」を「条例第 9 条第 2 項又は第 3 項」に改め、同条第 7 項第 4 号を削り、同条第 8 項中「第 9 条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を加え、「請求日」を「請求」に、「同条」を「これらの項」に改め、同項第 2 号中「子が」の次に「、条例第 9 条第 2 項の規定による請求にあつては 3 歳に、同条第 3 項の規定による請求にあつては」を加え、同条第 1 1 項中「第 6 項」を「第 9 条第 5 項」に改める。

第 1 3 条第 1 項中「及び第 4 号並びに第 8 項各号」を削り、「第 9 条第 3 項」を「第 9 条第 4 項」に改める。

別表第 3 中

「

(19) 小学校第 3 学年修了前までの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 年において 5 日（短時間勤務職員にあつては、5 日に、年次有給休暇日数を 2 0 日で除して得た数を乗じて得た日数（1 日未満の端数があるときは、これを切り上げて得た日数）とする。）の範囲内の期間
(20) 前各号に掲げる場合のほか、広域連合長が特別休暇とすることを適当と認める場合	必要と認める期間

」

を

<p>(19) 小学校第3学年修了前までの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして広域連合長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1年において5日（短時間勤務職員にあっては、5日に、年次有給休暇日数を20日で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを切り上げて得た日数）とする。）その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日の範囲内の期間</p>
<p>(20) 条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護その他の広域連合長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1年において5日（短時間勤務職員にあっては、5日に、年次有給休暇日数を20日で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを切り上げて得た日数）とする。）要介護者が2人以上の場合にあっては10日の範囲内の期間</p>
<p>(21) 前各号に掲げる場合のほか、広域連合長が特別休暇とすることを適当と認める場合</p>	<p>必要と認める期間</p>

に改める。

附 則（平成22年8月30日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。